



未治療者に対する受診勧奨

早期に医療機関への受診が必要な方へお知らせしています

自覚症状がないのに医療機関への受診は必要？

生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行するため、治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等が発症する危険度が高くなります。

健診を受診した結果、治療が必要と判定された場合は、医療機関に受診することをお勧めいたします。

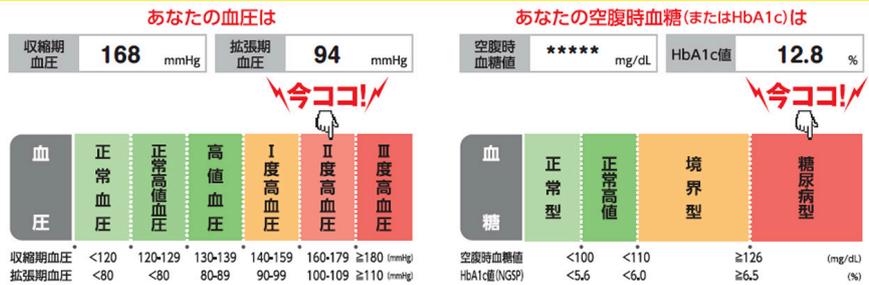
医療機関への受診が必要な方へのお知らせとは？

健診において、血圧値および血糖値が高く、医療機関への受診が必要と判定された方で、受診が確認できない方に対して、下図の案内をご自宅へお送りいたします。なお、血圧値のみ、血糖値のみ、血圧値および血糖値の3種類のご案内を作成しております。

その後も医療機関への受診が確認できない場合は、協会けんぽもしくは委託事業者からご連絡させていただきます。

●血圧値および血糖値の受診勧奨のご案内

あなたの健康を守るために、医療機関へ早めの受診をお勧めします。



このままの状態を放置すると、動脈硬化が進行し、心疾患や脳血管疾患などの重大な病気を引き起こす危険性が高まり、健康的な生活を送ることが出来なくなる恐れがあります。

※この通知は2021年度の健診結果において、血圧または空腹時血糖(またはHbA1c)が「要治療」「要精密検査」と判断された方のうち、健診受診前月および健診受診月を含んだ健診受診後3か月以内に医療機関への受診が確認できなかった方にお送りしています。
 なお、本状と行き違いで既に医療機関にご相談、受診されていたら失礼のほど何卒ご容赦ください。
 ※受診した健診機関により判定基準が異なる場合がありますので、ご了承ください。なお、受診の際は医師の診断の参考となりますので、「健診結果」またはこの通知をご持参ください。
 ※「連絡先のおたずね」にて、血圧または血糖についての医療機関への受診状況を記載のうえ、ご返送いただきお教えください。なお、いただいた個人情報は、協会けんぽの保健事業の目的以外には使用いたしません。また、連絡先のおたずねの返信がなかった場合は、今回送らせていただいたご住所へ再度ご案内をお送りするか、お勧め先へご連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。



どういう基準で案内されるの？

1から3のすべてに該当する方に案内をお送りしています。

- 1 生活習慣病予防健診(P.19参照)を受診した方
- 2 健診を受診した日の前月および健診受診後3ヵ月以内(健診受診月を含む)に、医療機関への受診が確認できない方
- 3 以下の基準のうち、いずれかひとつでも該当する方

●受診勧奨基準値

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dL 以上	6.5%以上(NGSP値)

